

2020年度 事業計画

(2020年4月1日から2021年3月31日)

1. 2020年度の事業計画概要

2020年度は世界的な新型コロナウイルスの影響を受けてスタートした年であり、長期化も含めて全く先が見えない状況での船出となりました。

何れにしても我々が初めて経験する厳しい状況下にありますが、何としても乗り越えていかなければなりません。

4月28日に延び延びとなっていた容器包装のポジティブリスト(PL)が告示され、6月1日にはPL制度が施行されます。経過措置も含めて不完全な状態でスタートした制度ではありますが、この食品衛生法の改正に伴い、当業界の体制も整えていかなければなりません。

更に、政府が進めているプラスチック資源循環戦略の活動として、7月1日から実施されるレジ袋の有料化政策がありますが、これは第一弾にすぎず、次の政策も考えられているようです。政府のこの政策動向を注視していきます。

その他、技術委員会を通して最新の技術情報等を提供して参ります。

更には、キャップ春秋の発行、ホームページを活用した情報の提供及び大崎フォレストビルディングのプラスチックキャップ回収窓口などの活動を行って参ります。

2. 個別事業活動について

2-1. ポジティブリスト(PL)制度化について

厚生労働省の施策に注視して、情報の伝達及び対応の検討を行って参ります。

① 厚労省での今後のスケジュールについて

2月予定されておりましたポジティブリストの告示が、4月28日になりました。

2020年4月28日 ポジティブリストの告示

2020年6月1日 PL制度の施行

2020年12月頃 パブリックコメント、WTO 通報を行う予定

2020年度末 ポジティブリストの告示の改正

この期間内に未確認物質の追加申請を行う必要があります。

施行日までに既に製造販売している容器包装に関しては、制度施行後に経過措置(5年)が与えられます。

即ち、5年後にPL制度の完全施行となります。

② 食品接触材料管理制度の推進に向けた運営主体について

食品接触材料管理制度の推進に向けた運営主体が本年度に設立される予定となっています。

この運営主体により食品接触材料関連のサポートがされることとなりますので、対応を注視していきます。

【運営主体が担うべき事業内容、実施方法について】

対象範囲、登録申請の支援、製品の試験・検査・測定、証明・認証、海外対応、情報発信、教育指導、関係機関との連携などを行う。

【運営主体の目的】

- ・「運営主体」は、食品接触材料関連のサプライチェーンにおける現在の事業活動が、改正食品衛生法施行に対応して円滑に継続できるよう、関係する企業および団体の束ね役を担い、政府機関との調整を行う。
- ・また、政府機関と、企業および団体間の双方向の窓口機能を担い、官民連携して食品接触材料管理の円滑で効率的な運用を推進する。

2-2. プラスチック資源循環戦略について

昨年策定された「プラスチックの資源循環戦略」では、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けており、その取組の一環として「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すこととしています。2020年7月1日からの施行が決まっています。

しかし、これは第一弾であり、プラスチックの資源循環に関する次の施策も予定されているようです。この動きを注視して、技術委員会で検討してまいります。

当業界としてもプラスチックの資源循環に関する可能な活動を検討し、進める必要があります。政府の如何なる施策に対しても困ることのないように準備しておく必要があります。

2-3. 見学会の開催

本年度の見学会は、10月21日(水)～22日(木)にニッカウヰスキー仙台工場宮城峡蒸溜所と一ノ蔵へ見学を予定しています。

2-4. キャップ春秋の発行

2020年度における技術委員会での検討内容、見学会の内容、その他当協会の活動内容などを掲載します。

2-5. ホームページ(HP)を活用して情報の発信

役員等の変更、会員情報の変更から2020年度活動方針、キャップ春秋の掲載などを行います。

また、その他各種情報の掲載や当業界の価値のアピールなどを行います。

2-6. 大崎フォレストビルディングのプラスチックキャップ回収窓口

本年度は、大崎フォレストビルディングでの回収窓口を継続します。